

2025 年 3 月 19 日

お客さま各位

三井住友信託銀行株式会社

外貨積立サービス規定（個人用）の改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

2025 年 4 月 3 日付で、外貨積立サービス規定（個人用）を改定いたします。

改定内容につきましては、次項の新旧対照表(下線部：変更部分)をご参照ください。

以上

旧	新
<p style="text-align: center;">外貨積立サービス規定 2025年1月10日 現在</p> <p>第8条（外貨積立サービスの終了） 次の各号のいずれかに該当したとき、外貨積立サービスは終了するものとします。外貨積立サービスの終了についてのお客さまへの通知はいたしません。</p> <p>①お客さまから、当社所定の手続きにより外貨積立サービスの終了の申し出があったとき この場合、終了を希望される指定通貨にかかる引落日の4営業日前までの手続きが必要となります。</p> <p>②指定通貨の外貨普通預金口座を解約したとき</p> <p>③当社が、外国為替業務を営むことができなくなったとき</p> <p>④相続の開始があったとき</p> <p>⑤お客さまが非居住者の届出を当社に提出されたとき</p> <p>⑥外貨積立サービスの申込時に名義人が未成年であった場合において、名義人が成年に達したとき（成年に到達する誕生日前日の前月を最終引落月とします。ただし、未成年で婚姻されている場合を除きます）</p> <p>⑦引落口座の残高不足等の理由により、外貨積立を実行できない状況が相当期間継続されたとき</p>	<p style="text-align: center;">外貨積立サービス規定 2025年4月3日 現在</p> <p>第8条（外貨積立サービスの終了） 次の各号のいずれかに該当したとき、<u>原則</u>外貨積立サービスは終了するものとします。終了時期は<u>当社の任意</u>となります。外貨積立サービスの終了についてのお客さまへの通知はいたしません。</p> <p>①お客さまから、当社所定の手続きにより外貨積立サービスの終了の申し出があったとき この場合、終了を希望される指定通貨にかかる引落日の4営業日前までの手続きが必要となります。</p> <p>②指定通貨の外貨普通預金口座を解約したとき</p> <p>③当社が、外国為替業務を営むことができなくなったとき</p> <p>④相続の開始があったとき</p> <p>⑤お客さまが非居住者の届出を当社に提出されたとき</p> <p>⑥外貨積立サービスの申込時に名義人が未成年であった場合において、名義人が成年に達したとき（成年に到達する誕生日前日の前月を最終引落月とします。ただし、未成年で婚姻されている場合を除きます）</p> <p>⑦引落口座の残高不足等の理由により、外貨積立を実行できない状況が<u>1年以上</u>継続されたとき</p>